

諫早市地域福祉計画

諫早市健康福祉総合計画

[概要版]

2022-2026

基本理念

市民一人ひとりが尊厳を保持し、支え合いながら、
安心して暮らし続けることができるまちづくり
～地域共生社会の実現をめざして～

令和4年3月

地域福祉とは

地域福祉とは、障害の有無や年齢にかかわらず、誰もが住み慣れた地域の中でその人らしく安心して暮らすことができるよう、公的な福祉サービスの提供だけでなく、住民同士がつながりを持ち、お互いに支え合い、助け合うことで、様々な生活課題の解決に地域ぐるみで取り組み、共に生きていくまちづくりの在り方です。

地域福祉の推進にあたっては、「自助」、「共助」、「公助」という3つの役割が重要であることを市民一人ひとりが理解し、実践していくとともに、この3つの役割が地域の中で補完的、一体的に機能することが求められます。

◆自助・共助・公助の関係

自助	◆自分のことは自分で行うこと “行政まかせ”や“他人ごと”ではなく、日常生活の中の様々な課題に対し、自らの責任において判断（自己決定）しながらその解決を図っていくこと。
共助	◆地域住民同士の支え合い 年齢や障害の有無に関わらず、地域に暮らす誰もが福祉の受け手であると同時に担い手であることを自覚し、地域の中でそれぞれが連携を深め、共に支えあっていくことで、地域の様々な生活課題の解決を図っていくこと。
公助	◆行政が法律や制度に基づき提供する公的サービス等 個人や家族、地域あるいは民間の力（「自助」や「共助」）だけでは解決できない生活課題について、行政がその取組をカバーするとともに、地域福祉推進のための環境づくりを行うこと。

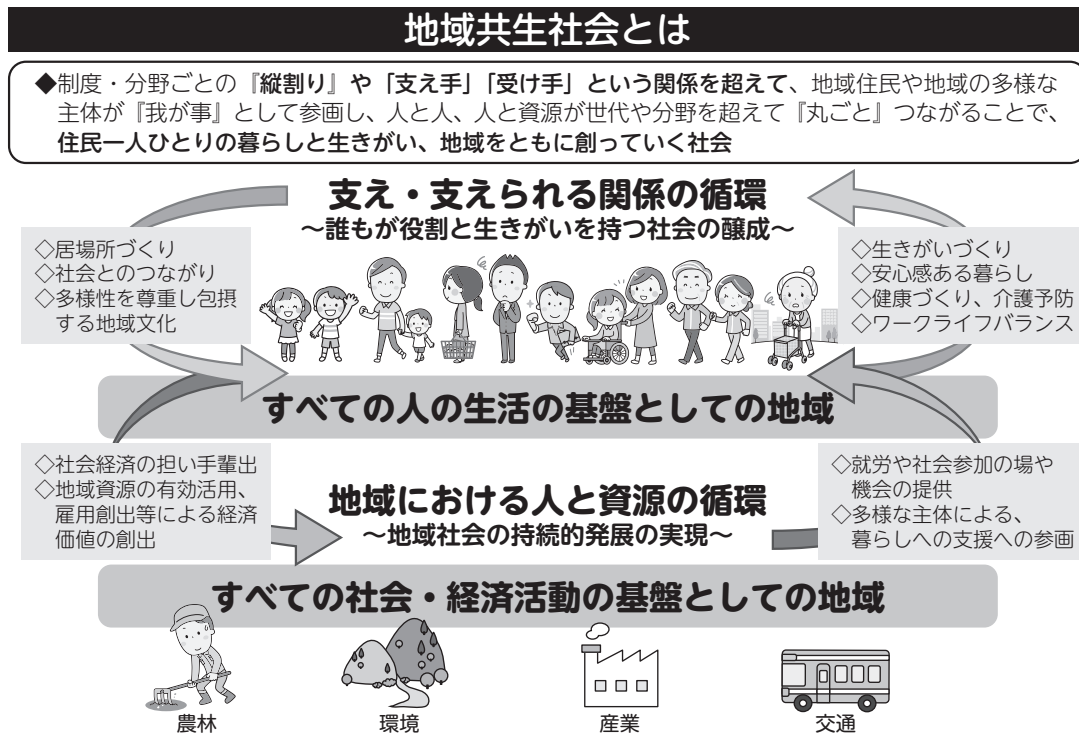
計画策定の背景と趣旨

少子高齢・人口減少という大きな課題に加え、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において支え合いの基盤が弱まってきており、新たな社会問題が発生しています。この複雑化・複合化した問題や、福祉ニーズの多様化に対応するためには、従来の縦割りに整備された公的な福祉サービスだけでは解決が困難な状況となっています。

こうした背景を踏まえ、様々な課題を抱えた人々が社会的に孤立することなく、住み慣れた地域でその人らしく生活し続けるために、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしや生きがい、地域とともに創っていく社会である「地域共生社会」の実現に向けた取組みを推進する必要があります。

今回、第3次諫早市地域福祉計画の計画期間が令和3年度をもって終了することから、更なる地域福祉の推進を図るべく、第4次諫早市地域福祉計画（以下、本計画という。）を策定し、今後、地域共生社会の実現に向けた取組みを推進するものです。

◆地域共生社会のイメージ



出典：厚生労働省 九州厚生局資料

計画の性格と役割

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」とし、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度利用促進基本計画）」及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含し、策定するものです。

また、第2次諫早市総合計画における健康福祉分野の施策を具体化する計画であるとともに、本市の健康福祉分野の個別計画を総括する諫早市健康福祉総合計画としての性格を有しています。

地域福祉推進の基礎となる地域

本市では、地区（校区）社会福祉協議会が組織されている地域を、住民主体による地域福祉活動の基本的な単位として、「地域福祉推進圏域」に設定しています。

◆地区（校区）社会福祉協議会

地区（校区）社会福祉協議会とは、概ね小学校区を単位とした小地域において、住民同士の支え合い、助け合いにより福祉の向上及び増進を図ることを目的に構成された住民主体の団体です。

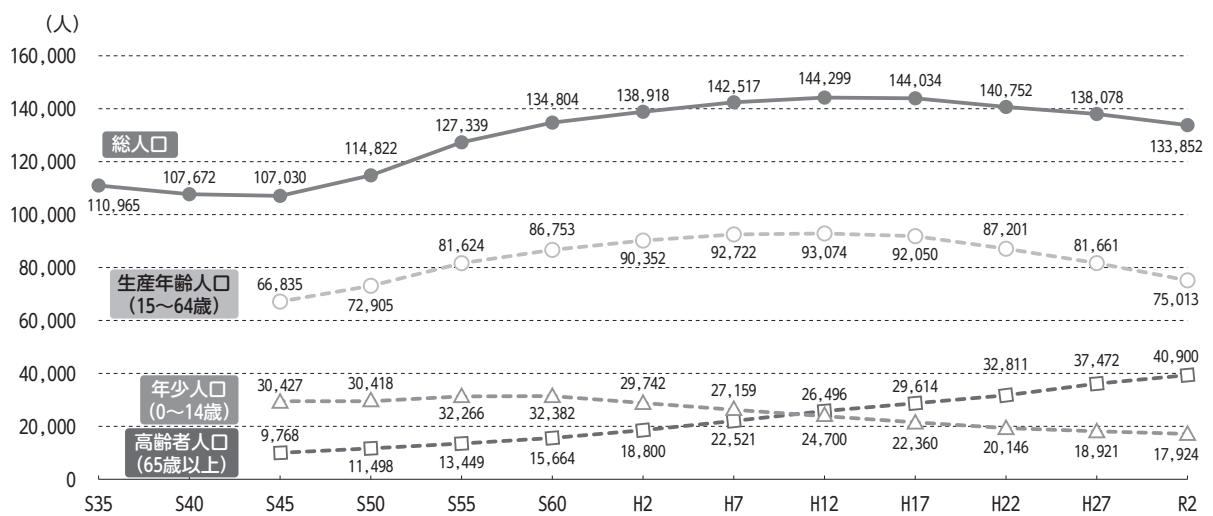
現在、市内には20の地区（校区）社会福祉協議会が組織され、各種サロン事業、世代間交流事業、ふれあい食事サービス、ひとり暮らし高齢者の集いなど、地域住民の持つ生活課題や福祉ニーズに応じ、年間を通して様々な活動を実施しています。市及び市社会福祉協議会は、相互に連携し、地区（校区）社会福祉協議会の活動を支援しています。

統計データ・アンケート調査結果からみえる現状

令和2年10月（国勢調査）の人口は13万3,852人であり、人口増加のピーク時となる平成12年（14万4,299人）と比較して1万447人の減少となっています。年代別に見ると、平成12年には、高齢者人口（65歳以上）が年少人口（15歳未満）を逆転しており、少子高齢化が着実に進行している状況にあります。

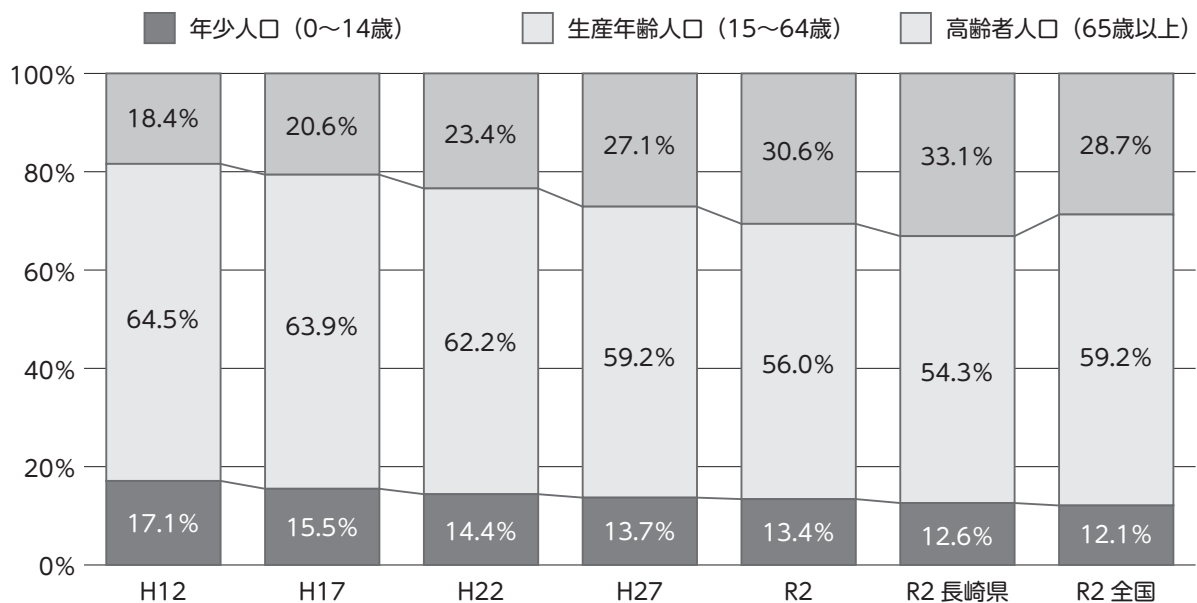
また、本市における高齢者人口の割合は30.6%で、長崎県平均（33.1%）を下回り、全国平均（28.7%）を上回る状況にあります。一方、年少人口の割合は13.4%で、長崎県平均（12.6%）、全国平均（12.1%）を上回っています。

◆総人口及び年齢3区分別人口の推移



出典：国勢調査

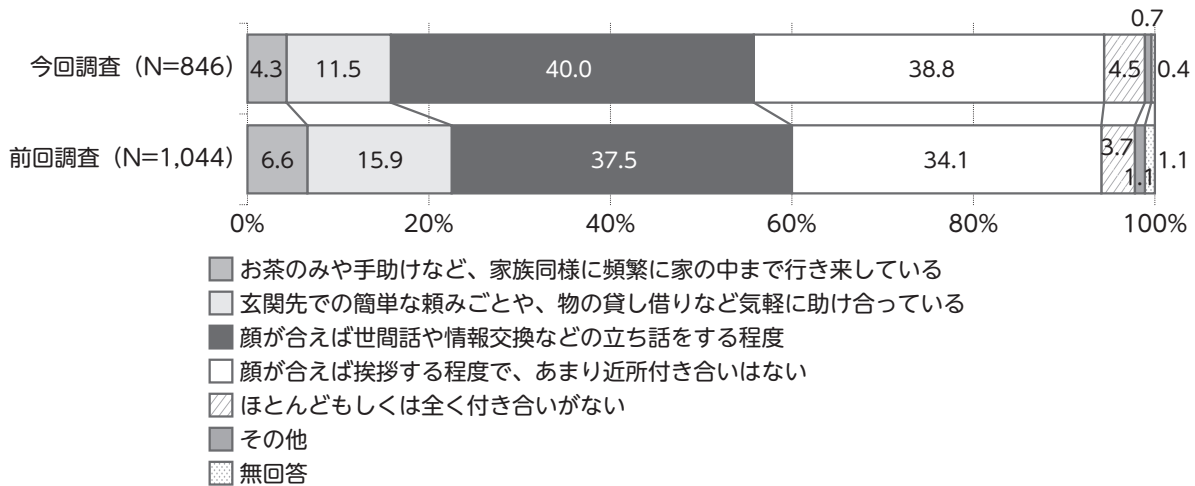
◆年齢3区分別人口割合の推移



出典：国勢調査

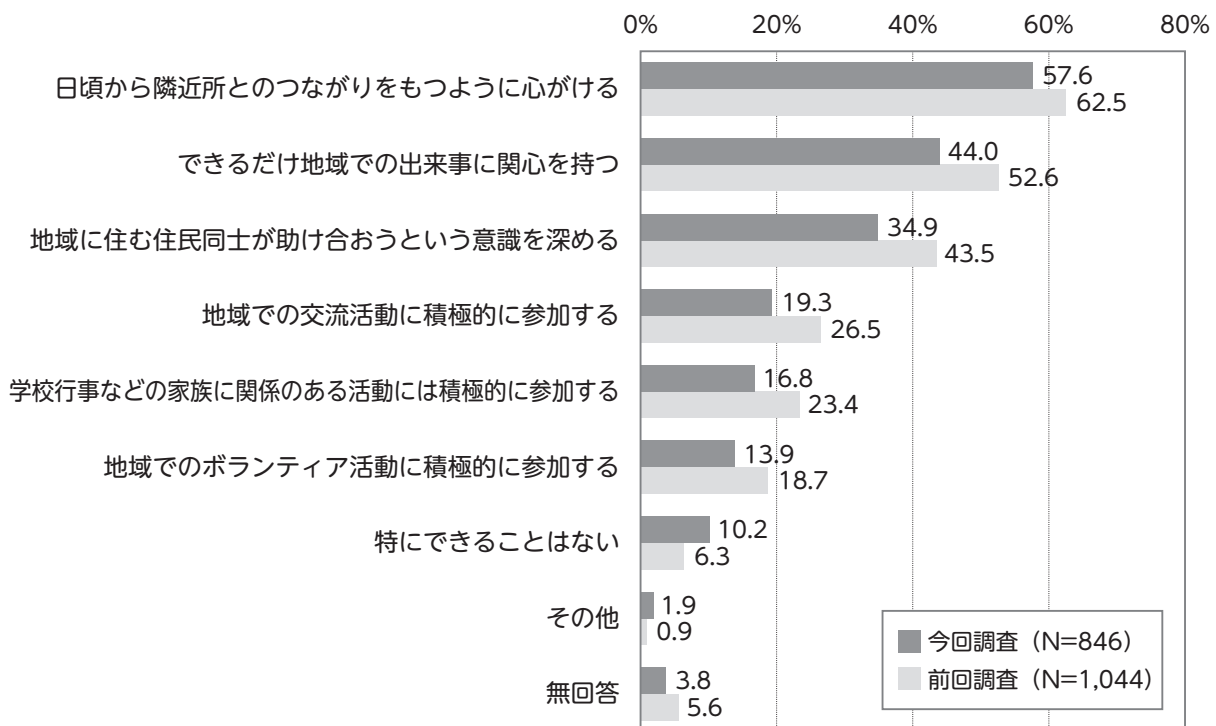
市民アンケート調査（R3）の結果をみると、近所付き合いの程度について、「顔が合えば世間話や情報交換などの立ち話をする程度」の割合が最も高いです。前回調査（H28）と比較すると、今回調査では「お茶のみや手助けなど、家族同様に頻繁に家の中まで行き来している」、「玄関先での簡単な頼みごとや、物の貸し借りなど気軽に助け合っている」などの近所付き合いを積極的に行っている人の割合が低くなっています。

◆近所付き合いの程度



また、地域での助け合い推進のためにあなた自身ができることについて、「日頃から隣近所とのつながりをもつように心がける」（57.6%）の割合が最も高く、「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」（44.0%）、「地域に住む住民同士が助け合おうという意識を深める」（34.9%）などの順で続いています。前回調査と比較すると、項目の順序は同様の傾向となっていますが、今回調査では「特にできることはない」以外の項目の割合が低くなっています。

◆地域での助け合い推進のためにあなた自身ができること



地域福祉推進のための施策の展開

基本目標 1 地域福祉を担う人づくり

基本施策 1 人権尊重意識の醸成と地域福祉への理解促進

- 市民一人ひとりが人権や福祉に関する理解を深め、不当な差別のない、人権尊重と思いやりのある地域社会づくりを目指します。

基本施策 2 民生委員・児童委員活動の支援

- 民生委員・児童委員の負担を軽減し、地域住民に寄り添った、よりきめ細かな活動が行えるよう、活動に対する総合的な支援を行います。
- 民生委員・児童委員について多くの人に理解を深めてもらえるよう、その役割や意義、活動内容などに関する周知を図ります。

基本施策 3 ボランティア活動等への支援

- 市社会福祉協議会が設置している「諫早市ボランティアセンター」の支援を行います。
- ボランティア団体やNPO等による活動が、安定的・継続的に展開されるよう支援を行います。

基本施策 4 担い手の確保

- ボランティア活動等に関する情報提供の充実や、ボランティアの養成講座の開催などに取り組み、新たな担い手の発掘、育成に加え、活動のリーダーとなる人材の育成に努めます。



基本目標2 共に支え合う地域づくり

基本施策1 顔の見える関係づくり

- 普段からお互いにあいさつをしたり、声を掛け合うなど、人と人とのつながりのある地域づくりを目指します。

基本施策2 地域住民同士の交流の促進

- 住民主体による地域活動の支援や、活動に関する情報発信などを通じて住民の参加を促進し、住民同士の交流を深めます。

基本施策3 地域での「支え合い・助け合い」の促進

- 地域住民同士が日常的に支え合い、助け合える関係の構築を目指します。

基本施策4 地域における見守りの推進

- 見守りネットワーク活動の更なる推進と要援護者登録制度の普及促進を図り、地域における見守り体制の充実を図ります。

基本施策5 地区（校区）社会福祉協議会活動の推進

- 各地区（校区）社会福祉協議会の活動を支援し、住民主体による地域福祉活動の更なる推進を図ります。
- 地区（校区）社会福祉協議会活動の意義や内容などに関する広報や啓発活動を通じて、地域住民の理解と活動への参加促進を図ります。

基本目標3 健康でいきいきと暮らせる地域づくり

基本施策1 健康づくりの推進

- 健康づくりに関する啓発活動を通じて、市民の健康づくりへの意識や関心を高めるとともに、主体的な健康づくりを支援します。

基本施策2 地域医療体制の維持・確保

- 医療機関、関係団体等と連携しながら、地域医療体制の維持・確保に努めます。

基本施策3 生きがいづくりの推進

- 高齢者の社会活動や学習活動への参加支援や働く機会の確保を図り、一人ひとりの個性に応じた生きがいづくりを推進します。
- 障害のある人が地域の中で生きがいを持って自立した生活ができるよう、社会参加を促進します。

基本目標4 地域福祉を支える仕組みづくり

基本施策1 地域で相談・発見・解決できる仕組みづくり

- 地域で生じる生活課題を地域で相談、対応できるよう、専門員の適正配置や情報提供の充実などを推進します。
- 地域における生活課題を的確に把握し、適切な支援につなげるため、市民が気軽に相談できる体制づくりを進めます。

基本施策2 各種福祉サービスを利用しやすい環境づくり

- 高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、健康増進といった各分野におけるサービスの更なる充実を図ります。
- 福祉サービスに関する必要な情報を誰もが必要な時に得られるよう、情報提供の充実を図ります。
- 利用者がサービスに関する理解を深め、適切なサービスを選択できるよう、相談体制の充実を図ります。
- 利用者が安心してサービスを利用できるよう、サービス提供事業者に対し、サービスの適正な質を確保するための取組を促すとともに、利用者からの苦情に対する対応の充実を図ります。

基本施策3 権利擁護の推進

- 判断能力が十分でない人の自立した生活を確保するための制度である成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進し、サービス利用者としての権利侵害の防止に努めます。
- 虐待や暴力による権利侵害を防止し、誰もが尊厳をもって安心して暮らすことのできる地域づくりに努めます。

基本施策4 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 関係機関、関係団体等と連携を図りながら、本市の地域資源や社会資源を活かした地域包括ケアシステムを深化・推進します。

基本施策5 生活困窮者の自立に向けた支援

- 地域、庁内各課、関係機関等との連携により、生活困窮者の実情に応じた適切な支援に努め、自立を促します。

基本施策6 地域福祉活動の拠点の場づくり

- 地域にある既存施設等の有効活用や、拠点となる施設整備への支援を通じ、ニーズにあった活動拠点の確保に努めます。

基本施策7 関係団体等との連携強化

- 各種団体との意見交換や情報の共有を通じて、連携の強化に努めます。

基本施策8 再犯防止の支援

- 関係機関・団体等と連携して、再犯防止に向けた推進施策に取り組むとともに、犯罪をした人等や保護司等の支援者に必要な情報を提供し、社会復帰に向けた支援等の更生保護活動や広報・啓発活動を推進します。

基本目標5 安全・安心に暮らせる地域づくり

基本施策1 災害に備えた地域づくり

- 防災意識の向上や、災害時における要援護者（避難行動要支援者）の支援体制の充実を図り、地域における「自助」、「共助」の力の強化を図ります。
- 災害時に、全国から駆け付ける災害ボランティアの活動拠点として、市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターとの連携体制を構築し、効果的なボランティア活動の展開を支援します。

基本施策2 防犯対策の推進

- 市民に対する防犯意識の向上を図るとともに、地域、関係機関、関係団体等の連携を強化し、地域における防犯活動の更なる充実を図るなど、防犯対策の推進に努めます。

基本施策3 バリアフリーの推進

- 市民、事業者、関係機関等との連携によるバリアフリーの推進に取り組み、誰もが住みやすい生活環境の整備を推進します。



成年後見制度利用促進基本計画について

[1] 成年後見制度利用促進基本計画の背景と趣旨

国においては、平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律を施行、平成29年に、「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定し、市町村に対しても、成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

本市においても、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく市町村計画として、本計画に包含し策定します。

[2] 計画期間

令和4年度から令和8年度（2022年度～2026年度）までの5年間とします。

[3] アンケート調査等からみえる課題

成年後見制度の利用開始の多くの人の原因となる、本市の認知症高齢者数は4,000人台で推移し、高齢者人口のおよそ1割を占めており、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）が迫る中、高齢者の5人に1人が認知症になるという推計もあります。

市民の方に、身近に成年後見制度が必要な人がいるか尋ねたところ、「いる」（11.9%）人がおよそ1割、あなた自身や親族の判断が十分にできなくなった時、成年後見制度を利用したい人（31.2%）はおよそ3人に1人となっています。

[4] 施策の方針

成年後見制度の利用が必要な人が、自分らしい生活を守るための制度として利用することができるよう、以下の取組みを進めていきます。

① 中核機関

地域連携ネットワークの構築、利用促進機能、後見人支援機能といった役割を担う中核機関の整備について検討を行い、成年後見制度の普及啓発及び利用促進に向けた広報機能や相談機能から段階的に整備を行っていきます。

② 後見人等への報酬の支払いが困難な人に対する支援

経済的な理由により後見人等に対する報酬の負担が困難な人に対して、必要な支援を行うことで成年後見制度の更なる利用促進を図っていきます。

諫早市再犯防止推進計画について

〔1〕再犯防止推進計画の背景と趣旨

平成14年度以降、刑法犯の認知件数が減少する一方、検挙者に占める再犯者の割合である「再犯者率」が増加しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が課題となっています。国においては、平成28年に再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）を制定、平成29年に同法第7条第1項に基づく「再犯防止推進計画」を閣議決定し、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に取り組んでいます。

本市においては、「社会を明るくする運動」の諫早市決起大会の開催や、諫早地区保護司会をはじめ関係団体と連携し、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深めるための啓発活動等を行っていますが、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について、長崎県の方針を踏まえ連携を取りながら、安全で安心して暮らせる環境づくりを図ることが重要です。

これらのことを踏まえ、本市においても、再犯防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく市町村計画として、本計画に包含し策定します。

〔2〕計画期間

令和4年度から令和8年度(2022年度～2026年度)までの5年間とします。

〔3〕アンケート調査等からみえる課題

犯罪をした人の中には、仕事や住まいがない、高齢で身寄りがない、疾病や障害がある、生活困窮者など、地域社会で安定した生活をする上で、様々な課題を抱えている人が多く存在するといわれています。また、このような課題を抱えているため、支援が十分に行き届かず、再犯につながる場合があることが指摘されています。

アンケート調査結果をみると、市民のうち3人に1人は、犯罪をした人の立ち直りに協力したい(33.2%)と回答しており、民生委員・児童委員(47.2%)、地区社会福祉協議会関係者(57.1%)では、立ち直りに協力したい人が半数近くを占めている状況です。

〔4〕施策の方針

関係機関・団体等と連携して、再犯防止に向けた推進施策に取り組むとともに、犯罪をした人等や保護司等の支援者に必要な情報を提供し、社会復帰に向けた支援等の更生保護活動や広報・啓発活動を推進します。

計画の推進にあたって

〔1〕計画の推進体制

本計画については、市の公式ホームページへの掲載等を通して、広く浸透を図ります。

また、地域福祉の推進に係る具体的な活動や行動を定めた「諫早市地域福祉活動計画」を策定する本市社会福祉協議会との連携を図ります。そのほか、地域福祉を担う各地域の地区（校区）社会福祉協議会や、民生委員児童委員協議会、自治会、NPO、ボランティア団体などとの協力体制の強化を進め、計画を推進していきます。さらに、地域住民の抱える、多様かつ複合的な生活課題に対して、全庁的に連絡・調整を図りながら、施策・事業を推進していきます。

〔2〕計画の進捗管理

地域福祉の取組みを推進していくため、本市においては、様々な分野の構成員による諫早市健康福祉審議会にて、市民にあった施策がより効果的・効率的に実施されているかを評価し、必要に応じて取組の改善を行っていきます。

発行：長崎県諫早市

編集：諫早市健康福祉部福祉総務課

〒854-8601 長崎県諫早市東小路町7番1号
TEL 0957-22-1500 FAX 0957-22-0431
<https://www.city.isahaya,nagasaki.jp/>